

短時間通所リハビリテーション 介護サービス費・利用料

要介護	提供時間	費用(円)					算定単位	備考
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
基本料金(1割負担) ※負担割合証に応じて計算されます	1時間以上 2時間未満	369	398	429	458	491	1日	短時間通所リハビリテーションを行った場合算定します

各種加算	費用(円)	算定単位	備考	
理学療法士等体制強化加算	30	1日	規定する配置基準を超えて理学療法士等を専従かつ常勤で配置した場合算定します	
リハビリテーションマネジメント加算	イ	560	1月	厚労省の定めるリハビリマネジメント手順を行った場合算定(同意日の属する月から6月以内)します
		240		厚労省の定めるリハビリマネジメント手順を行った場合算定(同意日の属する月から6月超)します
	ロ	593		厚労省の定めるリハビリマネジメント手順を行った場合算定(同意日の属する月から6月以内)します
		273		厚労省の定めるリハビリマネジメント手順を行った場合算定(同意日の属する月から6月超)します
	ハ	793		厚労省の定めるリハビリマネジメント手順を行った場合算定(同意日の属する月から6月以内)します
		473		厚労省の定めるリハビリマネジメント手順を行った場合算定(同意日の属する月から6月超)します
	270		事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合に算定します	
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110	1日	医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が利用者に対してその退院(所)日または認定日から起算して3月以内の期間に個別リハビリテーションを集中的に行った場合算定します	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	(I)	240	1日	医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が利用者に対してその退院(所)日または通所開始日から起算して3月以内の期間に認知症リハビリテーションを集中的に行った場合算定します(1週間に2日を限度)
	(II)	1920	1月	医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が利用者に対してその退院(所)日または通所開始日から起算して3月以内の期間に認知症リハビリテーションを集中的に行った場合算定します(1月4回以上リハビリ実施かつリハマネ加算算定が条件)
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1250	1月	生活行為の内容の充実を図るためのプロセス(厚労省の定めるもの)を行った場合算定します ※利用開始月から起算して6月以内に限る	
中重度者ケア体制加算	20	1日	中重度の要介護者であっても、社会性の維持を図るとともに、在宅生活が継続できるケアを計画的に実施するためのプログラムを作成し手厚い職員配置を行った場合算定します	
若年性認知症利用者受入加算	60	1日	若年性認知症の利用者(40歳以上65歳未満)に対して個別の担当者を中心に、利用者のニーズに応じたサービスを提供した場合算定します	
送迎未実施減算	-47	片道	事業所が送迎を行わない場合減算します	
同一建物減算	-94	1日	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合減算します	
移行支援加算	12	1日	厚生労働省が定める移行支援プロセスを行い評価対象機関に一定の基準を超えた場合に算定します ※加算算定を開始する月の前年の同月から起算して12月までの算定。	
科学的介護推進体制加算	40	1日	厚生労働省が求める情報提供を行った場合に算定します	
サービス提供体制強化加算	(I)	22	1日	職員の配置状況・所有資格・勤続年数等により、いずれかを算定します
	(II)	18		
	(III)	6		
退院時共同指導加算	600	1回	入院中に事業所の医師またはリハビリ職員が、退院前のカンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に初回利用時に当該退院につき1回限り算定します	
業務継続計画未策定減算	-(所定単位)×1/100	1日	感染症や災害の発生時に、継続的にサース提供できる体制を構築するための業務継続計画が未策定の場合減算します。	
高齢者虐待防止措置未実施減算	-(所定単位)×1/100	1日	利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合減算します	
利用者の数が利用定員を超える場合	-(所定単位)×70/100	1日	災害・虐待の受入れ等やむを得ない場合を除いて定員を超過している場合減算します	
医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の員数が基準に満たない場合	-(所定単位)×70/100	1日	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が人員基準上満たすべき員数を下回っている場合減算します	

各種加算	費用(円)	算定単位	備考	
介護職員等処遇改善加算	(I)	× 86 / 1000	1月	厚生労働省の基準に基づいて算定します
	(II)	× 83 / 1000		
	(III)	× 66 / 1000		
	(IV)	× 53 / 1000		
介護職員等処遇改善加算	(V)1	× 76 / 1000	1月	厚生労働省の基準に基づいて算定し、R7.3.31まで算定します
	(V)2	× 73 / 1000		
	(V)3	× 73 / 1000		
	(V)4	× 70 / 1000		
	(V)5	× 63 / 1000		
	(V)6	× 60 / 1000		
	(V)7	× 58 / 1000		
	(V)8	× 56 / 1000		
	(V)9	× 55 / 1000		
	(V)10	× 48 / 1000		
	(V)11	× 43 / 1000		
	(V)12	× 45 / 1000		
	(V)13	× 38 / 1000		
	(V)14	× 28 / 1000		

※ 上記は1割負担の場合について記してありますが、負担割合証に応じて1~3割で計算されます。

※ 通常の事業の実施地域を超えて行う送迎に要する交通費として、以下の実費を徴収します。

(1)事業所の実施地域を超えて片道10キロメートル未満 1キロメートルごとに200円

(2)事業所の実施地域を超えて片道10キロメートル以上 1キロメートルごとに300円

短時間介護予防通所リハビリテーション 介護サービス費・利用料

要支援		費用(円)	算定単位	備考
基本料金(1割負担) ※負担割合証に応じて計算されます	要支援1	2268	1月	短時間介護予防通所リハビリテーションを行った場合算定します
	要支援2	4228		

各種加算		費用(円)	算定単位	備考
生活行為向上リハビリテーション実施加算		562	1月	生活行為の内容の充実を図るためのプロセス(厚労省の定めるもの)を行った場合算定します ※利用開始月から起算して6月以内に限る
若年性認知症利用者受入加算		240	1月	若年性認知症の利用者(40歳以上65歳未満)に対して個別の担当者を中心に、利用者のニーズに応じたサービスを提供した場合算定します
同一建物減算	要支援1	-376	1月	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に、短時間介護予防通所リハビリテーションを行う場合減算します
	要支援2	-752	1月	
利用開始日の属する月から12月超減算	要支援1	-120	1月	指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12か月を超えて指定介護予防通所リハビリテーションを行う場合は所定単位数から左記の単位数を減算します ※国の定める算定要件を満たさない場合
	要支援2	-240	1月	
科学的介護推進体制加算		40	1月	厚生労働省が求める情報提供を行った場合算定します
一体的サービス提供加算		480	1月	栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合算定します ※栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は算定不可
サービス提供体制強化加算(I)	要支援1	88	1月	職員の配置状況・所有資格・勤続年数等により、いずれかを算定します
	要支援2	176		
サービス提供体制強化加算(II)	要支援1	72		
	要支援2	144		
サービス提供体制強化加算(III)	要支援1	24		
	要支援2	48		
退院時共同指導加算		600	1回	厚生労働省が定める退院時共同指導プロセスを行い当該者に対する初回の指定通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り算定します
業務継続計画未策定減算		-(所定単位)×1/100	1月	感染症や災害の発生時に、継続的にサービス提供できる体制を構築するための業務継続計画が未策定の場合減算します
高齢者虐待防止措置未実施減算		-(所定単位)×1/100	1月	利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合減算します
利用者の数が利用定員を超える場合		-(所定単位)×70/100	1月	災害・虐待の受入れ等やむを得ない場合を除いて定員を超過している場合減算します
医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の員数が基準を満たさない場合		-(所定単位)×70/100	1月	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が人員基準上満たすべき員数を下回っている場合減算します

各種加算		費用(円)	算定単位	備考
介護職員等処遇改善加算	(I)	× 86 / 1000	1月	厚生労働省の基準に基づいて算定します
	(II)	× 83 / 1000		
	(III)	× 66 / 1000		
	(IV)	× 53 / 1000		
	(V)1	× 76 / 1000		厚生労働省の基準に基づいて算定し、R7.3.31まで算定します
	(V)2	× 73 / 1000		
	(V)3	× 73 / 1000		
	(V)4	× 70 / 1000		
	(V)5	× 63 / 1000		
	(V)6	× 60 / 1000		
	(V)7	× 58 / 1000		
	(V)8	× 56 / 1000		
	(V)9	× 55 / 1000		
	(V)10	× 48 / 1000		
(V)11	× 43 / 1000			
(V)12	× 45 / 1000			
(V)13	× 38 / 1000			
(V)14	× 28 / 1000			

※ 上記は1割負担の場合について記してありますが、負担割合証に応じて1～3割で計算されます。

※ 通常の事業の実施地域を超えて行う送迎に要する交通費として、以下の実費を徴収します。

(1)事業所の実施地域を超えて片道10キロメートル未満 1キロメートルごとに200円

(2)事業所の実施地域を超えて片道10キロメートル以上 1キロメートルごとに300円